

社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について 新旧対照表

新	旧
雇児発0226第4号 社援発0226第7号 老発0226第1号 平成25年2月26日	雇児発0226第4号 社援発0226第7号 老発0226第1号 平成25年2月26日
都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長	都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長
社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る 独立行政法人福祉医療機構の融資について	社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る 独立行政法人福祉医療機構の融資について
社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等のメニューにおいて、高台移転整備を対象としているが、あわせて下記の移転整備費にかかる独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。	社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等のメニューにおいて、高台移転整備を対象としているが、あわせて下記の移転整備費にかかる独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。
記	記
1 対象施設及び対象事業 (略)	1 対象施設及び対象事業 (略)
2 適用期間 (1)～(3) 平成 <u>31</u> 年3月31日までに着手した事業 (4)(略)	2 適用期間 (1)～(3) 平成 <u>30</u> 年3月31日までに着手した事業 (4)(略))